

地球温暖化対策報告書制度ご協力のお願い

社会貢献委員会

委員長 尾沼 明

貴社、益々のご清栄のこととお喜び申し上げます。

例年通り、地球温暖化対策報告書提出の時期になりましたので、ご協力をお願いいたします。

この制度は、中小規模事業所での二酸化炭素排出量を把握し、二酸化炭素の排出抑制の推進をしていくことを目的としています。

東京法人会連合会は、東京都環境局への協力を施策としておりますので玉川法人会として参加ご協力いただける企業を募集します。

裏面「地球温暖化対策報告書作成依頼書を1枚」ご提出いただくだけで結構ですので趣旨をご理解いただき、会員の皆様にはぜひ参加をお願い申し上げます。

また、報告書の提出を条件としている支援事業も下記に紹介いたします。

【提出書類】「地球温暖化対策報告書」作成依頼書 1枚

※ 事務局へのご提出は12月25日(金)までに、お願いいたします

ご提出・お問合せ先：(公社)玉川法人会 事務局 TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992

MAIL tamagawajimukyoku@orion.ocn.ne.jp

東京都への直接オンライン提出もご利用ください

[お問い合わせ・受付窓口](#) | [中小規模事業所における対策](#) | [東京都環境局](#) ☎03-5388-3433

ゼロエミッション化に向けた省エネ設備導入・運用改善支援事業

地球温暖化対策報告書の提出が必要です

中小企業等の更なる省エネルギー化を推進するため、省エネ設備の導入と運用改善の実践に係る経費の一部を助成します。

助成要件		助成上限額	助成率
CO2削減量28t-CO2以上		4,500万円	3/4
CO2削減量3t-CO2 又はCO2削減率30%以上	省エネ診断受診	2,500万円	2/3
	自ら計画を作成	1,000万円	

詳細は
コチラ



事業の詳細は、
クール・ネット東京のホーム
ページからご確認ください。

中小企業者向け省エネ促進税制

地球温暖化対策報告書の提出が必要です

「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の中小規模事業所等において、東京都の指定する導入推奨機器[※]を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免します。※設備対象：空調設備、小型ボイラー設備、照明設備、再生可能エネルギー設備
減免額：設備の取得価額(上限2,000万円)の1/2を事業税額から減免(ただし、事業税額の1/2を限度とします。)

【お問合せ先】

・対象設備について(東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京))

⇒ ☎ 03-5990-5087

導入推奨機器

検索

・減免手続について(東京都主税局)

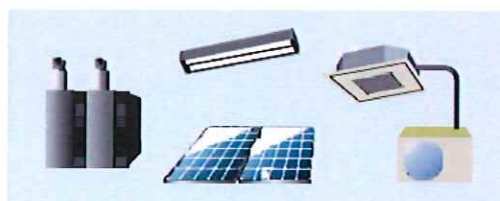
個人事業税 ⇒ ☎ 03-5388-2969

主税局 環境減税

検索

法人事業税 ⇒ ☎ 03-5388-2963

※所管都税事務所の各税目担当への問合せもできます。



■お問合せ窓口(注意:報告書の受付窓口と異なります)

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

電話:03-5990-5239

メール:cnt-onestop@tokyokankyo.jp

ホームページで最新情報をご確認ください▶



令和8年度 東京都提出「地球温暖化対策報告書」作成依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します

☐ はじめて提出 ☐ 過去に提出あり(事業者番号 A)わかれば4桁数字を記入ください

法人名			
代表者氏名		役職	
担当者氏名		役職	

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

○ エネルギー使用量記入欄 (令和7年4月から令和8年3月分まで)

使用量			地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入下さい。また、前年度の報告内容からの変更点があればご記入下さい。
都市ガス		m ³	
L P G		kg	
灯油		L	
その他の燃料	単位 ()		
電気 (特に契約をしていない場合は、その他に記入下さい。)	買電(昼:8~22時)	kwh	
	買電(夜:22~翌8時)	kwh	
	その他(昼夜不明を含む)	kwh	
水道	水道及び工業水道	m ³	
	公共下水道	m ³	

☆使用量不明時の照会先

東京ガス:03-3344-9100

東京電力:0120-995-002

水道局 :03-5326-1101

上記には、ご使用になっているエネルギーの数値をご記入下さい！

☐ はじめて提出(全て下記ご記入ください) ☐ 前回と変更なし ☐ 変更項目を記載

本所在地	〒 東京都		
連絡先	☎	FAX	
	✉	@	
延床面積	m ²	事業所等の実績年度のエネルギー使用期間	☐ 1年度分 ☐ 1年未満
報告範囲の主たる用途 (延床面積の約50%以上)	☐ 事務所 ☐ 商業施設(物販) ☐ 商業施設(飲食) ☐ 工場 ☐ 複合施設 ☐ その他()		
所有形態	☐ 他社所有(テナント)		
	☐ 自己所有 [☐ 建物の全部 ・ ☐ 建物の一部(区分所有・住宅兼事務所)]		

※ 建物の一部によりエネルギー使用量が推計の場合は、根拠資料(様式自由)が必要です。

例) 延床面積・エネルギー使用量・利用時間・日数・人数の割合から推計値を計算。

[suikei.xlsx](#)

業種	細分類番号 (4桁)	事業区分
	※ 業種: 工作機械卸業	非該当

※ 業種についてできるだけ詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造」や「建築用金属部品製造」等、細かく記入。

また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なものの一つを記入下さい。

なお、日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、記入は不要です。

参考: 業種名から検索「政府統計の総合窓口 e-Stat」 [統計分類・用語の検索 | 政府統計の総合窓口](#)

総務省ホームページ「日本標準産業分類(令和5年7月告示)

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm